

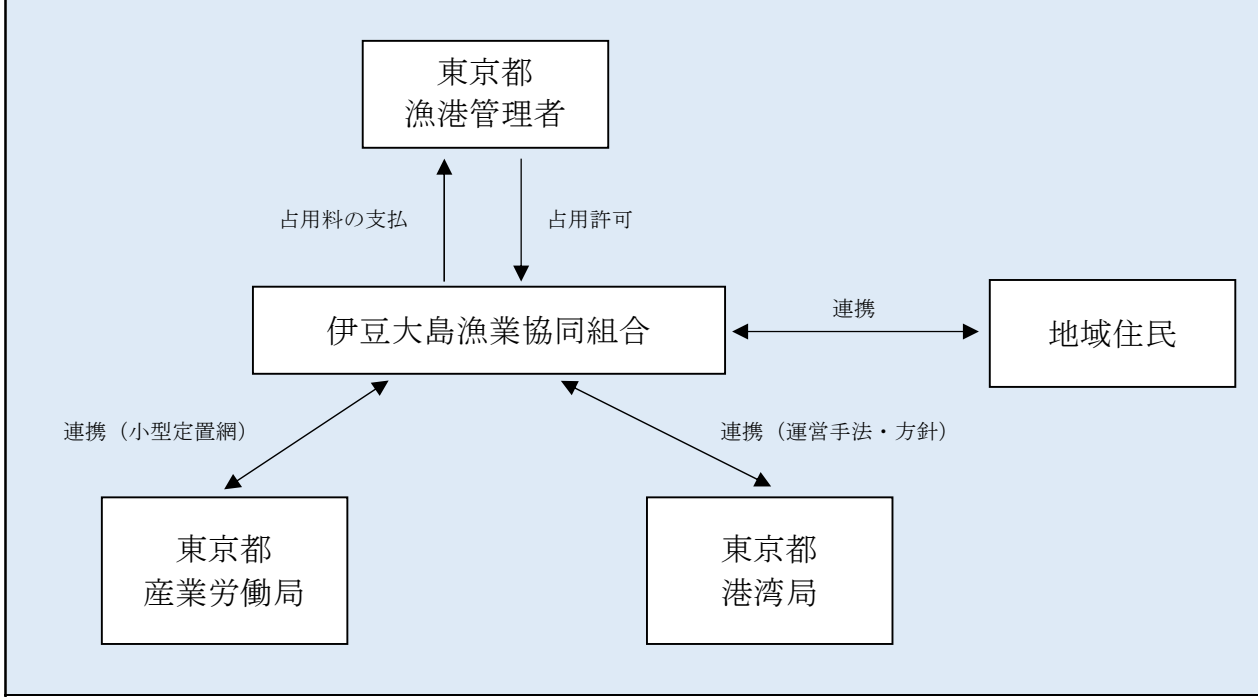
岡田漁港 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）

1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

事業実施期間	令和8年～10年（3年間）
漁港施設等活用事業の目的・目標	
■目的・目標 岡田漁港は、伊豆諸島の大島の北側に位置する漁港であり、地域の漁業を支える拠点として重要な基盤となっている。また、定期船（大型船・ジェット船）が就航している岡田港や背後集落とも隣接していることから、観光客や地域住民が集まりやすい立地となっており、大島の食や文化などの魅力的な地域資源と併せて、岡田地域が持つ漁村としての観光ポテンシャルは大きい。 一方で、昨今の日本の地方で見られるような人口減少・少子高齢化等に端を発する地域経済の縮小や地域活力の低下といった諸問題は、大島においても着実に進行しており、地域活性化の取り組みが必要となっている。 大島の創生にあたっては、岡田地域の賑わいの創出等活性化が鍵を握っていると言っても過言ではない。本事業は、前述の課題を踏まえ、主に地元水産物を活用した取り組みにより岡田地域の賑わいを創出することで、地域経済の拡大・循環、地域活力の向上に貢献することを目的とし、大島が抱える課題解決の一助となることを目標とする。 ■事業の概要 来訪者が「見て・食べて・体験する」岡田漁港ならではの来訪価値・滞在価値を創り出すため、地元水産物の直販や飲食（BBQ）機会提供、釣り体験の取り組みを行う。 なお、本事業は今後の本格運用に向けた試行期間と位置付け、水産物の直売・飲食機会提供・釣り体験を一体的に提供することを最終的な目標とし、試行錯誤的に事業を実施する。 ➤ 令和8年度は準備期間と位置付け、備品の準備や運営手法等の具体的な検討を行う。準備の進捗に応じて、テストイベントの開催を検討する。また、島内外の企業と協業する可能性を探る。 ➤ 令和9年度は夏季期間を対象とし、主に水産物の直売やBBQに取り組む。 ➤ 令和10年度は水産物の直売やBBQに加え、釣り堀の運営に取り組む。この際、地元民を雇用し、運営することを想定する。	
各事業の取組内容	1. 水産物の消費増進に関する事業の内容
	大島島内などで水揚げされた新鮮な魚介類を活用し、水産物販売イベントを開催する。また、地元水産物を味わうことのできるBBQ施設を運営する。 本事業により、地産地消の推進と観光客と地域住民との交流を促進し、水産物の消費拡大を図る。さらに、試行期間における販売実績等を通じて商品構成や販売手法の改善を行う。
	2. 交流の促進に関する事業の内容
	釣り堀を整備し、釣り体験を提供する。この際、BBQと併せることで「捌き体験」や「食体験」を提供することを想定している。 釣り堀用の魚は大島沖合の小型定置網漁で獲れたものを活用する。この際、未利用魚・低利用魚の積極的な活用にも取り組み、水産資源の有効利用を推進するとともに漁業者の所得向上を図る。

	3. 附帯事業の内容 上記事業に付随する来訪者の利便性向上と安全確保のため、適切な規模の駐車場を整備する。なお、駐車場の運用にあたっては、漁業者に配慮した柔軟な運用を行うものとする。
	■留意事項 ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。 ・「事業実施期間」は、当該漁港における活用推進計画に定められた試行期間である実施期間（3年以内）の範囲内とすること。 ・「漁港施設等活用事業の目的・目標」は、事業全体の概要、目的・目標を明示した上で、事業の実施により期待される効果、岡田漁港の地域特性の反映、ならびに地域との連携や地域経済循環への貢献等について記載すること。 ・各事業の取組内容は、漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内とすること。 ・「水産物の消費増進に関する事業の内容」「交流の促進に関する事業の内容」は、実施する事業の具体的な内容及び効果について記載すること。また、試行運用期間における事業の将来的な地域の発展への寄与（水産業の振興・賑わい創出・雇用創出等）という観点から方向性を記載すること。 ・「附帯事業の内容」は、上記事業に附帯する事業を実施する場合には、その事業の具体的な内容を記載すること。

2 事業実施体制

事業実施体制図	
 <pre> graph TD A[東京都漁港管理者] -- "占有料の支払" --> B[伊豆大島漁業協同組合] B -- "占有許可" --> A B <--> "連携" C[地域住民] B <--> "連携（小型定置網）" D[東京都産業労働局] B <--> "連携（運営手法・方針）" E[東京都港湾局] </pre>	
人員構成及び役割	
事業の運営等について第三者に委託し、利用させることは想定していない。 ●伊豆大島漁業協同組合（事業運営の主体）：BBQ施設・釣り堀・駐車場の運営、収支管理、安全管理を担う。また、漁港内における漁業活動と本事業の利用調整（時間帯・区域）を行う。また、魚介類の仕入れ等を行う。スタッフ（約4名）を想定。 ●東京都（漁港管理者）：漁港施設の占有許可・管理を行い、必要に応じて関係機関との調整等協力を要請する。	

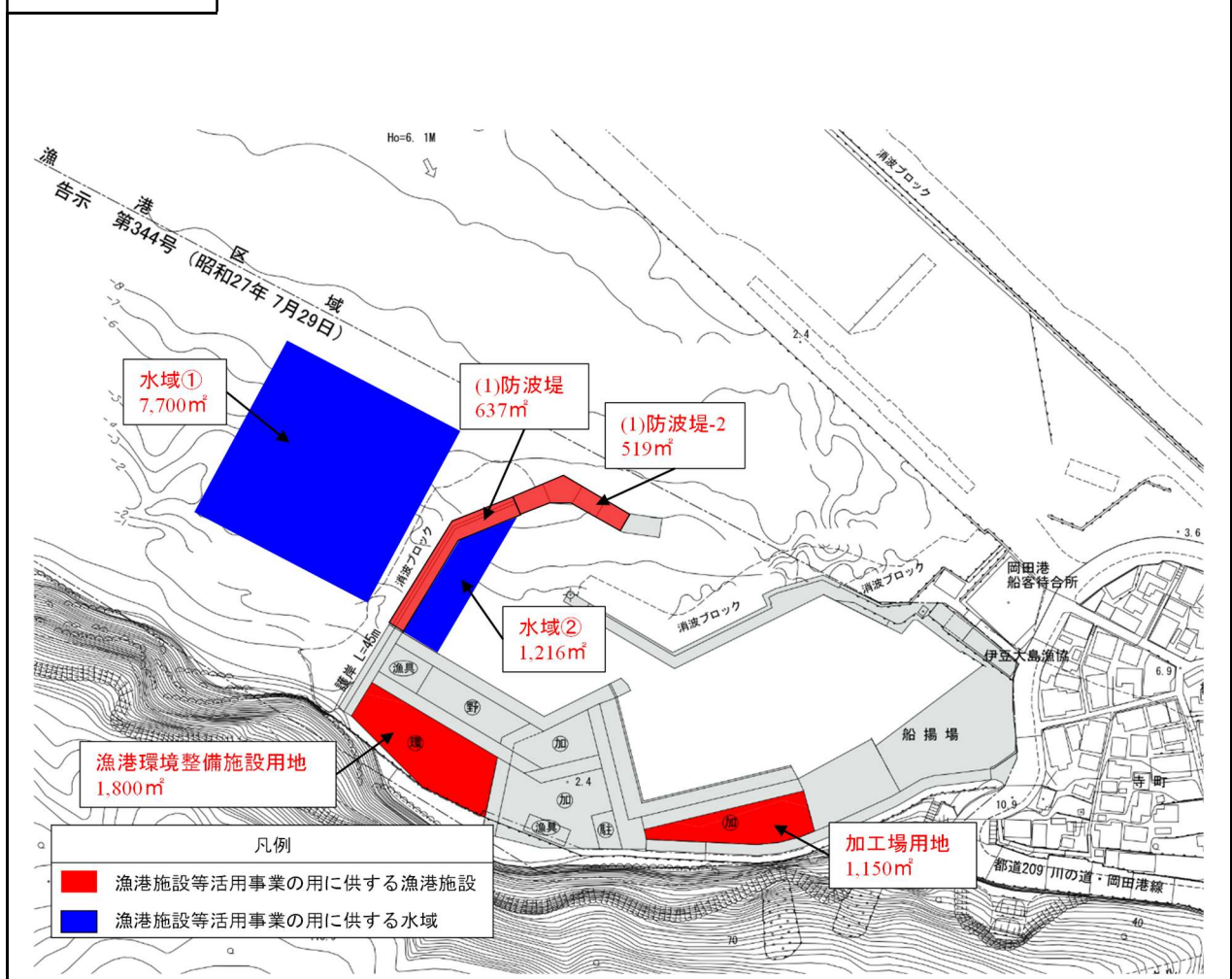
- 地域住民（人材供給・地域理解の担い手）：雇用スタッフとして事業運営に参画する（1～2名を想定するが、事業の収支状況を勘案のうえ、雇用人数調整する）。
- 東京都（産業労働局）：小型定置網に係る事業補助等について連携を行う。
- 東京都（港湾局）：事業の運営手法や運営方針について意見交換及び相談を行う。

■留意事項

- ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。
- ・事業の実施体制が明らかとなるように体制図により明示した上で、事業の実施に係る役割分担を具体的に記載すること。
- ・基本施設（用地・防波堤・水域）を第三者に委託して利用させる場合には、実施に係る役割分担を具体的に記載するとともに、第三者の利用法および料率を定めて記載すること。

3 占有をしようとする漁港施設並びに水面の占有をしようとする漁港の区域内の水域

計画平面図



1:2,500

0 50 100 150m

漁港方向
縮尺
1/2,500

港
第344号

(1)防波堤 : 100 m²

水域② : 900 m²

加工場用地 : 1,150 m²

漁港環境整備施設用地 : 1,800 m²

■ : 実施対象区域

漁区ブロック

岡田港
船客待合所

船揚場

宮の浜

八幡神社

郷道209号 川の道 - 岡田港線

龍王神社

- ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。
- ・P3「計画平面図」に定められた範囲内で、占有をしようとする漁港施設並びに水面の占有をしようとする漁港の区域内の水域について、その場所・面積が明確となるよう平面図に示すこと。
- ・実施計画の対象となる活用区域については全て明示すること。また、必要に応じて表及び平面図を追加し記載すること。

① 占用をしようとする漁港施設の詳細と期間

施設名	所有者	数量	最大数量	占有期間 (事業実施期間のうち占有予定期間)
(1) 防波堤	東京都	100 m ²	637 m ²	令和8年11月～令和11年3月
(1) 防波堤-2	東京都	m ²	519 m ²	
加工場用地	東京都	1,150 m ²	1,150 m ²	令和8年11月～令和11年3月
漁港環境整備施設用地	東京都	1,800 m ²	1,800 m ²	令和8年11月～令和11年3月
■ 留意事項 ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。 ・上記「① 占用をしようとする漁港施設の詳細と期間」の記入において、列「数量」、「占有期間」を記入すること。 ・列「最大数量」には活用推進計画「6」に定める最大数量を記載しており、「数量」は「最大数量」の範囲内とすること。 ・列「占有期間」については、事業実施期間のうち漁港施設を占有する「予定期間」を記入すること。占有予定期間が複数である場合は、必要に応じて行を追加し全て記載すること。なお、事業を実施するにあたり占有期間が定まった際には、「岡田漁港 漁港施設等活用事業の実施計画公募要項」第4 2 占有期間に基づき、必要な手続きを行うこと。				

② 占用をしようとする漁港の区域内の水域の詳細と期間

水域名	面積 (m ²)	最大面積 (m ²)	占有期間 (事業実施期間のうち占有予定期間)
水域①	m ²	7,700m ²	
水域②	900m ²	1,216m ²	令和8年11月～令和11年3月
■ 留意事項 ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。 ・上記「② 占用をしようとする漁港の区域内の水域」の記入において、列「面積」、「占有期間」を記入すること。また、列「最大面積」には活用推進計画「6」に定める最大面積を記載しており、「面積」は「最大面積」の範囲内とすること。 ・列「占有期間」については、事業実施期間のうち水域を占有する「予定期間」を記入すること。占有予定期間が複数である場合は、必要に応じて行を追加し全て記載すること。なお、事業を実施するにあたり占有期間が定まった際には、「岡田漁港 漁港施設等活用事業の実施計画公募要項」第4 2 占有期間に基づき、必要な手続きを行うこと。			

4 3に定めた漁港施設又は漁港の区域内の水域において設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活用事業施設名	釣り堀		
活用事業施設の種類	交流促進施設	活用事業施設の規模	900 m ²
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け			
釣り堀を整備し、釣り体験を提供する。この際、BBQと併せることで「捌き体験」や「食体験」を提供することを想定している。 釣り堀用の魚は大島沖合の小型定置網漁で獲れたものを活用する。この際、未利用魚・低利用魚の積極的な活用にも取り組み、水産資源の有効利用を推進するとともに漁業者の所得向上を図る。			
設置位置			
漁港施設の形質の変更内容			
施工後は釣り堀を撤去するため、漁港施設の形質は変更しない。			
水域における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項			
特になし			
■留意事項 「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。 - 設置位置には平面図を添付することとし、本様式「3」に示した漁港施設等との関係を明確にするよう記載すること。また、活用事業ごとに本記載欄を追加し記載すること。 - 活用事業施設の設置に伴い漁港施設の形質を変更する場合は、漁港施設の形質の変更内容を記載すること。また、形質の変更を行わない場合もその旨を記載すること。 - 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土を行う場合は、その内容を記載すること。			

- ・上記項目について、詳細な図面（平面図、縦断面図、横断面図、構造図等）がある場合は別途提出すること。【様式-1 申請書を参照】

5 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項	
・事業の実施にあたり来訪者用の駐車場を十分に確保し、漁業利用エリアへの誤駐車を防ぐための案内表示等を設置する。 ・漁港内での漁業活動を阻害しないよう、漁業活動区域を漁業者と確認したうえで立入禁止区域を設定する。併せて現地には立入禁止区域看板を明示する等の対策を講じる。	
② 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項	
・水域利用にあたり、設定されている第1種・第2種共同漁業権を侵害しないよう、事前に漁業権者と十分に協議し、利用範囲や方法の明確化を行う。 ・来訪者には受付時や現地看板等で漁業権の存在、禁止事項、立入禁止区域を周知する。 ・水質への影響を防ぐため、利用する水域の周辺に異常があれば速やかに水質検査等を行い、原因の究明を図る。	
■留意事項 ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。 ・活用推進計画「4」で定めている漁港施設の円滑な利用の確保等について、事業者として講じる措置等を具体的に記載すること。	

6 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	
・事業開始前に漁港管理者と安全対策（水域への落水対応含む）を協議し、同意を得る。 ・防災機関と連携して地震・津波・風水害などの緊急時対応マニュアルを策定し、避難経路や集合場所を現地に明示する。	
② 環境との調和に関する事項	
・建物や工作物は周囲の景観に調和する色・デザインを採用し、自然素材や落ち着いた色調を基本とする。 ・騒音対策として、設備の防音仕様や営業時間の制限を設け、イベント時は音量管理を行う。	
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	
・工作物の新築・改築・除去に係る内容は、漁港管理者及び関係者と事前に協議し、事前に合意を得る。 ・排水や廃棄物は、分別・適正処理を徹底するため、処理業者と調整を行う。 ・事業の実施や工作物の新築・改築・除去にあたっては、漁港管理者が実施する漁港漁場整備事業の情報を収集し、支障とならないように配慮する。	

■留意事項

- ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。
- ・活用推進計画「5」で定めている漁港の利用者の安全の確保等について、事業者として講じる措置等を具体的に記載すること。
- ・「③漁港の保全上特に配慮すべき事項」には、漁港管理者が実施する漁港漁場整備事業に対する配慮事項も記載すること。

7 占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設を占有しないこととなった場合における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域を原状に回復するための措置の内容

漁港施設を占有した場合

- ・漁港施設用地には活用事業施設を設置する予定はない。

水域を占有した場合

- ・自らの責任と負担において事業実施前の状態へ原状回復する。

■留意事項

- ・「■」印で示された欄に所定の内容を記載すること。
- ・活用推進計画「8」で定める原状に回復するための措置について、事業者として実施する内容を具体的に記載すること。
- ・記載にあたっては、占有をしようとする漁港施設の種類（用地・防波堤）、水域の別に記載する。